

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月23日	
広島市長	
提出者	
住所	岡山市北区下石井2-2-5
氏名	セキスイハイム中四国株式会社
	代表取締役 福本 佳史
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	086-235-3322
広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、2024年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	セキスイハイム中四国株式会社 広島支店
事業場の所在地	広島市西区草津新町1-21-35
計画期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	資本金3億円 2022年度売上445億円
③従業員数	769名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	新築現場 → 中間処理場 → 再生・販売 解体現場 → 中間処理場 → 再生・販売 → 埋立処分

条例別紙1
 (条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（2023年度）実績量
 計画：今年度（2024年度）計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物の種類																				
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	12.24	11									12.24	11	12.19	11	0	0				
紙くず	12.95	11.5									12.95	11.5	0.71	0.65	12.24	12				
木くず	185.68	165.5									185.68	165.5	15.68	15	185.68	179.5				
繊維くず	2.93	2.5									2.93	2.5	2.93	2.5	0	0				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	3.8	3.2									3.8	3.2	0	0	3.8	3.68				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	18.61	17.5									18.61	17.5	4.33	4.2	0.96	0.89				
鋳さい																				
がれき類	432.63	400									432.63	400	164	158	323.79	300				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
安定型建設混合廃棄物	36.92	34.5									36.92	34.5	0	0	0	0				
合計	705.76	645.7	0	0	0	0	0	0	0	0	705.76	645.7	199.84	191.35	526.47	496.07	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】
記載項目を満たしていれば、任意の様式
で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

役割	
総括責任者 (支店長)	①関係法令の遵守確認 ②廃棄物処理業者選定時の承認 ③教育・訓練計画の承認 ④廃棄物発生抑制の為、関係部署との調整
建設廃棄物処理総括管理者 (技術責任者)	①廃棄物削減量の目標設定および周知 ②職員、協力会社の教育、啓発 ③産業廃棄物処理業者・再資源化施設の調査、選定 ④監督官庁への各種報告 ⑤建設工事現場実務の支援、指導 ⑥処理実績の集計、記録の保存
建設廃棄物処理責任者	①新築現場方針の策定 ②建設廃棄物処理計画の策定 ③マニフェスト伝票(紙・電子)発行指示・確認 ④処理業者の監督 ⑤処理状況の確認・巡視 ⑥処理実績の記録、本社への報告 ⑦協力会社・専門工事業者(下請)の監督、指導
建設廃棄物管理担当者 (工事担当者)	①現場の産業廃棄物管理手順書の周知 ②廃棄物一時保管場所の掲示板の設置 ③産業廃棄物の分別確認 ④産業廃棄物回収の連絡・搬出時の確認 ⑤廃棄物量の削減と余剰材の回収・抑制対策実施 ⑥作業員への分別教育・訓練の実施

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・ 部材生産工場から出荷する部材量の適正化 ・ 部材生産工場から出荷する梱包仕様の簡素化 ・ 部材生産工場から出荷する梱包、養生材料の通い化 ・ 余剰部材の部材生産工場への返却 ・ 手直し工事の発生抑制
②計画 (今後実施する予定の取組)	・ 「これまでに実施した取組」のさらなる推進 ・ 部材生産工場以外に手配する部材量の適正化

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・分別している産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類 水銀使用製品廃棄物、石綿含有産業廃棄物 ・分別に関する取組 自社の分別基準に沿い分別し指定の袋に入れ敷地内に設置した回収箱に投入する。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	現状の継続

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	ありません。
②計画 (今後実施する予定の取組)	ありません。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	ありません。
②計画 (今後実施する予定の取組)	ありません。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	ありません。
②計画	

⑥計画 (今後実施する予定の取組)	ありません。
----------------------	--------

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	収集運搬業者・中間処分業者・最終処分業者とそれぞれ契約を交わし、処分ルートを明確にし、(電子)マニフェストによる確認を実施することとしている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	委託契約している処分場の巡視を実施